



情報通

2010. March 3月号
発行日：平成22年3月1日
発行：東京税理士会
情報システム委員会
題字：金井塚 清（豊島）

「税理士事務所ホームページの3つの勘違い」 —見られるサイトの構築に向けた勘所—

平成18年12月号の本紙では、「新聞はもういいですから、ヤフーに載るように記事を書いて下さい!」と題して当時、話題になり始めた Web2.0について時事通信社の記者からの記事を掲載しました。その後も着実に進化を続けているWebの事情について今回は、税理士事務所のホームページを切り口に税理士業界の営業支援に活躍されている株式会社アックスコンサルティングの広瀬元義様よりご提供いただいた原稿を掲載致します。現在の若手の経営者、あるいはこれから経営者になろうとする経営者の予備軍たちが、最新のITを使い情報収集するのは明らかです。その中で私たち税理士に求められる対応とは?が今回のテーマです。

（はじめに）

今や多くの税理士事務所がホームページを持っています。確かに少し前は、ホームページがあるだけで差別化が図れ、顧問先増加につながった時代でした。しかし、現在はそういう状況ではないのは、皆さんもご理解していることでしょう。「ホームページを作ったものの、問い合わせが来ない」と、ため息をついている方は少なくないのでは。

「問い合わせがたくさん来るホームページにしたい」とお考えの方はまず、ホームページに対する考え方を一新する必要があります。今回は、税理士事務所のホームページに関する3つの勘違いについて説明させていただきます。

また、メルマガやブログといった他の媒体を発信することも重要です。特にメルマガは攻めの媒体。読んでほしい人に対して何度でもダイレクトに発信できます。メルマガやブログ上にも当然、ホームページのURLを入れておくことを忘れずに。こうすることで、多くの人がホームページを見てくれるようになります。

【勘違い2】 ホームページから問い合わせてきたお客様は質が悪い

ホームページは不特定多数の目にとまり、誰が見ているかわからない状態です。そのせいか「ホームページから来るお客様は、あまりいいお客様じゃない」とおっしゃる方は意外と多いです。

その一方で、ホームページからとても良質なお客様を獲得している方もいらっしゃいます。ホームページは税理士によって大きな温度差があると実感しています。

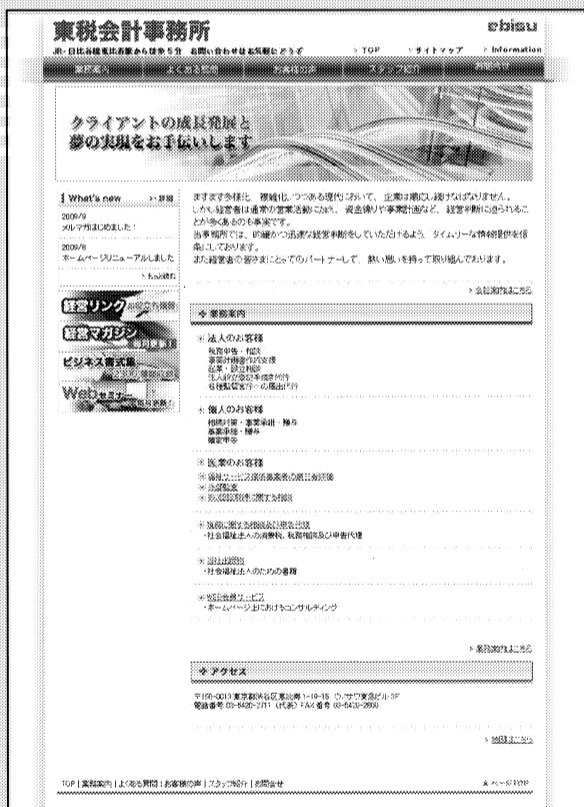
しかし、結論としては、ホームページ経由での良質なお客様はたくさんいます。その理由は2つあります。

1つは質です。ホームページ経由で来る方の中には、とてもいいお客様がいます。当社では顧問先を紹介するサービス「ビジネスマッチング」を行っていますが、ホームページから「税理士を紹介してほしい」と問い合わせる企業のうち、年商10億円超の企業が全体の約5%を占めています。当社の実感値では、問い合わせの90%以上は何の問題もない良質なお客様ではないでしょうか。

2つ目の理由は、数です。ホームページ経由のお客様は非常に増えています。最近では、紹介で来られるようなお客様でもほとんどの場合、事前にホームページをチェックしています。

また、紹介会社が非常に増えているのも原因の一つですが、インターネット経由の市場は明らかに拡大しています。主要な紹介会社だけでも、恐らく月に3,000件以上の問い合わせを獲得しているのではないのでしょうか。ですから、数の面でもホームページ経由の問い合わせを軽視するわけにはいかないのです。

これから先、何十年も会社を運営していく若手社長は必ずインターネットを使いこなしています。今後もホームページ経由の顧客獲得の重要性は増すばかりでしょう。



イメージ

【勘違い1】 ホームページがあれば自動的にお客様が来る

事務所のホームページを作ろうとした目的は何でしたか？ 恐らく「お客様を増やすため」「お客様にアピールするため」だったのではないのでしょうか。

しかし、ホームページを作っただけでは、比較検討のステージに立っただけに過ぎません。ホームページは受身の媒体。相手がホームページを見るというアクションをとらない限り、目に触れることはないのです。

したがって、いかにしてホームページを人に見てもらおうかを考えなければなりません。それには名刺や事務所通信、カタログ、チラシ等の紙媒体にホームページのURLを記入し、ホームページに引き込む導線を作る必要があります。そして、事務所がある地域でSEO対策（検索エンジン最適化：ある特定の検索エンジンを対象として検索結果でより上位に現れるようにすること）を行うなど、ホームページに人を呼び込む仕掛けをします。

【勘違い3】 事務所のことを知らない人しかホームページを見ない

確かにホームページは不特定多数の人に見られます。一方で、税理士事務所のホームページは、どんな人が見ると思いますか？

それは、税理士事務所のことをよく知っている顧問先です。知人に税理士を紹介する際に、サービス内容や経営ポリシーなどを確認するために事務所のホームページを見るケースが多いのです。税理士事務所とは、一般の人々には違いがわかりづらいものです。それゆえ、知人に紹介する際にどんな事務所なのか特徴をイメージするためにホームページは重要な役割を担います。

ホームページ内のコンテンツが充実していると、経営者が日々抱える課題を解決してくれるような期待感を与えます。そして、所長税理士やスタッフの人となりや少しだけでも載っていると、相談しやすい雰囲気を出します。「まだ見ぬ未来のお客様」と「現在お世話になっているお客様」の両方の立場になって、ホームページを作るとよいでしょう。

最後に

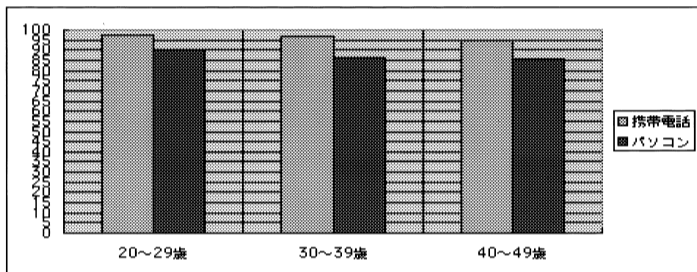
これから注目されるのはモバイルサイト

今の世の中、ホームページがあるのは当たり前になりつつあります。単にホームページをつくっただけでは、それほど効果が込めなくなっているのも事実です。そこで、今後注目が集まるのはモバイルサイト。携帯電話で見るWebサイトです。

総務省の「平成20年通信利用動向調査」によると、携帯電話の個人利用率は75.4%。パソコンの個人利用率64.1%を上回っています。インターネットもパソコンだけでなく携帯電話で見る時代に移りつつあるのです。株式会社Mobile Marketing.jpが平成20年7月に発表した「携帯ユーザーのパソコン利用スタイル」の調査結果によると、携帯アクティブユーザーの約5割は、携帯電話のみでインターネットを利用しているそうです。

しかも、現代の20～40代は9割以上が携帯電話を利用。この年代は、今後税理士事務所がお客様として接していかなければならない層にあたります。となると、今後はモバイルサイトをつくって、未来のターゲットに向けて情報を発信する必要があることは理解いただけるでしょう。

	携帯電話及びパソコンの利用率(個人)	
	携帯電話	パソコン(%)
20～29歳	97.3	90.4
30～39歳	96.7	86
40～49歳	94.8	85.7



出典「平成20年通信利用動向調査」(総務省)

モバイルサイトのメリットは以下の通りです。

- ・ QRコードで直接見てもらえる→名刺等にQRコードを入れておけば、携帯電話から簡単にアクセスできます
- ・ まだライバルが少ない→ほとんどの税理士事務所はモバイルサイトがありません。今ならモバイルサイトがあるだけで差別化が図れ、アドバンテージがつかます。
- ・ 携帯電話はパソコンと違い、常に持ち歩いている→ここがモバイルサイトの最大の魅力。お客様はいつでもどこでも事務所の情報を見ることができます。

古くは織田信長が長篠の戦いで鉄砲を駆使して武田軍を破ったように、いつの世も最新のテクノロジーを取り入れた者が勝利を収めます。モバイルサイトについても同様。「まだ誰もやっていない」から「やらない」のではなく「やる」と一歩踏み出せば、事務所の新たな展開が開けてくるかもしれません。

記事提供：株式会社アックスコンサルティング
http://www.accs-c.co.jp/

これからの時代は モバイルサイト



税理士

東税 太郎

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

携帯のQRコード読込機能で
直接アクセスが可能

(イメージ)

東税会計事務所

継続的な黒字経営の秘訣
それは 経営計画 です

新規獲得を目的とした
高収益ビジネスモデルを
ご提供します!

お問い合わせ
電話は24時間

- ▶ 事務所案内
- ▶ 税金23
- ▶ お問い合わせ先へご相談

サービス概要

税理士 太郎 各種得意業種作成

住民基本台帳ICカードの 有効期限切れにご注意を



電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続きが必要になります。詳しくは、電子証明書を取得した市区町村へお問い合わせください。更新後、更新した電子証明書は、e-Taxへの再登録が必要になります。

- ※ 1) 住基カード取得時に同時に電子証明書の発行を申請すれば、カードの中に電子証明書が格納されます。
- ※ 2) カードに表記されているのは住基カードの有効期限(10年)です。
電子証明書の有効期限(3年)ではありませんので、ご注意ください。

再確認

☑ e-Tax利用者識別番号に対する 暗証番号の期限切れにご注意!

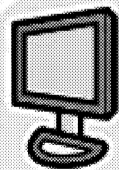
e-Tax利用者識別番号の暗証番号は、変更(税務署から通知された暗証番号の変更を含みます。)後、同一のものを3年間使用した場合は、3年経過後のログインの際に、変更していただく必要があります。
詳細は本紙「情報通」2月号または国税庁ホームページをご確認ください。

http://www.e-tax.nta.go.jp/touroku/touroku3_2.html

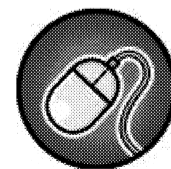
☑ e-Tax利用者識別番号の失効にご注意!

e-Tax最終ログイン時から5年間経過しますと、利用者識別番号が失効します。再度ご利用いただくには変更届出書の提出が必要です。

税理士情報フォーラム2009フォローアップのご案内



昨年12月に開催いたしました税理士情報フォーラム2009の内容等に関して、「もっと知りたい」、「質問がある」という方に、情報システム委員が個別に相談・ご説明に応じます。その他、パソコンを使用した業務全般についてのご相談も承ります。些細なことでも結構ですので、ぜひこの機会をご利用ください。



とき 3月23日(火) 13:00～13:50

ところ 東京税理士会館4階 レセプションルーム

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

※会員、事務所職員、どなたでも結構です。

※事前予約不要

(相談内容が煩雑な場合は、事前にお電話でご連絡ください。)

TEL 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)

- ・ パソコンで業務を行う際のデータ移行は?
- ・ ドキュワークスをイマイチ使いこなせない。
- ・ スキャンスナップって何?
- ・ 業務データのバックアップについて相談したいなど
- ・ 事務所運営に便利なグループウェアは?